

小規模多機能型居宅介護施設セカンド・サロンえるだー 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 えるだー
- (2) 法人所在地 出雲市駅南町3丁目12番地-1
- (3) 電話番号 0853-24-9688
- (4) 代表者氏名 黒松 基子
- (5) 設立年月 平成16年8月30日

2. 事業所概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
島根県指定 3290400054
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り自立した生活を営む事が出来るよう生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 セカンド・サロン えるだー
- (4) 事業所の所在地 島根県出雲市駅南町3丁目12番地-1
- (5) 電話番号 0853-20-1236
- (6) 管理者 黒松 慶樹
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成18年12月12日
- (9) 登録定員 27人（通いサービス定員16人、宿泊サービス 8人）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意いたしております。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2人部屋など他の種類の利用をご希望される場合はその旨をお申し出ください。
(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
宿泊室	個室	6室 和室またはベッド
	2人部屋	2室 和室
	合計	8室

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 出雲市(設置圏域 一中地区)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	通常9時～16時
訪問サービス	随時 24時間
宿泊サービス	通常16時～9時

※受付・相談については、随時。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員配置状況〉※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

従業員の職種	常勤	非常勤	常勤換算	業務内容
1. 事業所長(管理者)	1人	人	0.25人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人	人	0.25人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	9人	人	8.5人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	人	3人	人	健康チェック等の医務業務

5. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金が介護保険から給付され、利用者の自己負担は介護保険負担割合証に記載されている割合の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うことについてはご契約者との協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事・入浴・排泄等の日常生活の向上の支援・介護及び機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理等のお手伝いができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣類の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴の利用は任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供に当たって、基本的に次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為(看護職員は除く)
 - ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物の授受
 - ③飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
 - ④ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活の向上の支援や機能訓練を提供します。

〈サービス利用料〉※別表の料金表をご覧ください

ア 通い・訪問・宿泊・(介護費用)すべて含んだ一ヶ月単位の包括費用の額

利用料金は一ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

別表の料金表によって、ご契約者の要介護度の応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆月ごとの包括利用料ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても日割りで割引または増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。
登録日・・・利用者が当事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業者の利用契約を終了した日。又入院や入所が3ヶ月以上の場合。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます(下記(2)ア及びイ参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算 (金額は別添の表をご覧ください)

(2)介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供 (食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金 : 朝食 : 330円 昼食 : 600円 夕食 : 550円

イ お茶代

ご契約者に提供するお茶等(お菓子含)に要する費用です。

一回の通所(または宿泊)につき: 100円/日

ウ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金:2,000円(食事・お茶代・介護保険分を除く)

エ おむつ代

市場価格で提供、又は利用中の使い慣れたものを持ち込み可能。

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代や入館料等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し毎月9日までにご請求を発行します。

次のいずれかの方法により15日までにお支払いください。

- ①自動口座引落とし ②銀行振込み

【銀行振込みの場合】

島根中央信用金庫 南支店

普通預金 No.1597092 名義 有)えるだー 取締役 黒松 基子

【農協振込み又は引き落としの場合】

JAしまね 塩冶支店

普通預金 No.0008301 名義 有)えるだー 取締役 黒松 基子

【ゆうちょ銀行振り込み、引き落としの場合】

ゆうちょ銀行

記号15370 No.15776111 名義 有)えるだー

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

- ☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ☆ (1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりに人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するためのものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービス提供をするために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 黒松慶樹

○受付時間 月曜日～金曜日
8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

出雲市役所 高齢者福祉課	所在地 電話番号 受付時間	出雲市今市町70 0853-21-6972 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	松江市学園一丁目7-14 0852-21-2811 8:30～17:00
島根県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	松江市東津田町1741-3 0852-32-5913 8:30～17:00

7. 運営推進会議の設置と第三者評価

当事業所では小規模多機能型居宅介護の提供にあたりサービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成:利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等

開催日:隔月で開催

会議録:運営推進委員会の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

<第三者評価(外部評価)の実施について>

小規模多機能型居宅介護は施設評価方法として、一年に一度職員が自らの評価を行い、その後施設評価を行います。運営推進会議に於いて、施設評価をもとに運営推進委員の評価を受けます。評価後はご利用の皆様にご公表されます。

第三者評価実施月・・・令和6年3月

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医と連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関と協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

在宅診療所いずも	所在地 TEL	出雲市下古志町713-1 0853-24-8151
島根大学付属病院	所在地 TEL	出雲市塩冶町89-1 0853-23-2111
島根県立中央病院	所在地 TEL	出雲市姫原4-1-1 0853-22-5111
さいとう歯科医院	所在地 TEL	出雲市塩冶町神前6-4-9 0853-22-4180

